

減免基準（無料）

第10条 町長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

団体利用	
(1)	町が自ら使用する場合
(2)	町内の保育所、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校（特別支援学校を含む。以下同じ。）が、町が認める行事のために使用する場合
(3)	幕別町スポーツ少年団本部に登録している団体がその活動のために使用し、又は町内の中学校及び高等学校が部活動
(4)	町が構成員となっている団体及び町が事務局を担っている団体（親睦団体を除く。）が、本来の活動目的及び活動内
(5)	法令等に基づき委嘱若しくは任命された者又は団体が、公益的な目的のために使用する場合
(6)	町が共催する行事のために使用する場合
(7)	幕別町社会福祉協議会のボランティアセンターに登録する団体が、ボランティア活動のために使用する場合
(8)	町の行政区におけるコミュニティ活動その他これに類する活動のために、行政区ごとに別に定める施設を使用する
(9)	前各号に掲げるもののほか、町長等が減免を適当と認める場合

2 前項の規定にかかわらず、町長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除するものとする。

個人利用	
(1)	高校生以下の者が使用する場合で、施設の占有を行わない場合
(2)	障がいのある者（その介助者1名を含む。）が使用する場合で、施設の占有を行わない場合